

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の騒音に関する特定施設

〔特定施設〕

記号	名称	条例	騒音規制法（参考(注7)）
イ	金属加工機械		
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5KW未満のもの	原動機の定格出力の合計が22.5KW以上のもの
	(2) ベンディングマシン	ロール式で、原動機の定格出力が3.75KW未満のもの	ロール式で、原動機の定格出力が3.75KW以上のもの
	(3) せん断機	原動機の定格出力が3.75KW未満のもの	原動機の定格出力が3.75KW以上のもの
	(4) ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のもの及びタンブラスト	タンブラスト以外のもの（密閉式のものを除く）
	(5) 高速切断機及びプラズマ切断機	すべて対象	対象外
(6) 研磨機	工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛板研磨機以外は、2台以上であること。		
ロ	クーリングタワー	原動機の定格出力が3.75KW以上のもの	
ハ	ドラム缶洗浄機	原動機を用いるもの	
ニ	ロータリーキルン	すべて対象	
ホ	重油バーナー	重油の使用量が1時間あたり50ℓ以上のもの	
ヘ	電気炉	変圧器の定格容量が1000KVA以上のもの	

(注7) 騒音規制法については、条例の対象となっている施設のみ記載。